

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第1回習志野市農業委員会総会は平成29年1月23日（月曜日）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後1時00分

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 0名
※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 10番 伊藤 和彦 11番 飯生 良

1. 議案審議結果

上 程 2件 承 認 2件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 3時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地の賃貸標準金額の設定について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

<p>議長</p>	<p>平成 29 年 第 1 回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 新しい年を迎えての第 1 回目の総会となりますが、 本年も 宜しく願い申し上げます。 また、年末年始には、農地台帳配布と回収にご協力いただき、 有難うございました。 農地台帳は、市内の農家数や農地についての重要な基礎資料であり、 また農家の方々の証明発行にも必要になります。 今後とも引き継ぎ、農業委員の皆様のご協力お願いいたします。</p> <p>総会に出席した以上、どんな些細なことでも結構ですので意見を述べて 頂き、活発な総会としたいと思いますので協力してください。 発言の際には、必ず挙手して私が指名してから話してください。 携帯電話は電源を切るか、マナーモードをお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日は、全員出席により1名の欠員を含め 17 名中 16 名の出席で あります。よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第 26 条の規定により 議長より指名させていただきます。 10 番 伊藤 和彦 委員、11 番 飯生 良 委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は、2 件でございます。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に ついて」を議案とします。 事務局は、議案第 1 号の朗読および説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 10 条の規定による許可申請書の提出があったので、許 可について審議を求める。 平成 29 年 1 月 23 日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●●●●●番● ●●●●m²</p>

事務局	<p>ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員を持ちまして、議案第 1 号は許可相当と認め、申請者の譲渡人・譲受人に対し本日付けで許可書を発行してください。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「農地の賃貸借標準金額の設定」について事務局より、議案の朗読ないし議案説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号</p> <p>農地の賃貸借標準金額の設定について</p> <p>平成 21 年 12 月 15 日施行の改正農地法により、標準小作料制度が廃止され、農地法第 52 条の規定により、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を提供することとなっています。</p> <p>賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意のうえ決定していただくこととなります。</p> <p>平成 28 年の賃貸借標準金額を、農業委員会で定め情報提供を行うものです。</p> <p>10aあたりの賃貸借標準金額 (区分) 習志野市全域 : 畑 (金額) 15,000 円</p> <p>田については、面積過少につき従来から算出していません。</p> <p><設定理由></p> <p>習志野市におきましては、本来毎年見直しを行うべきですが、締結された賃貸借の事例がほとんど見受けられないため平成 21 年以降の賃貸借標準金額と同額とし、情報提供を行うものです。</p> <p><参考></p> <p>根拠条文(農地の情報提供等)</p> <p>農地法第52条</p> <p>農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適格に行うため、農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うものとする。</p>
-----	---

議 長	<p>ありがとうございました。 只今、事務局より議案第2号の説明等が有りましたが、ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 荒原委員どうぞ。</p>
荒原委員	<p>良くわからないのですが、15,000 円が、それなりに妥当であるというようになっているのですがどうなのか。</p>
議 長	<p>毎回この件については、このような根拠で出しましたと説明していただいているのですが、それに準ずる説明等ありますか。</p>
事務局長	<p>各年の1月から12月までの賃借の状況を届けていただいてそれを基に平均値を公表するというのが本来の形なのですが、習志野市の実態を申しますと賃借料なしと言うことで使用賃借といった形で行なっています。ただ、農業委員会に相談に来られた時に お知らせする金額として他市の平均値を参考に 15,000 円と定めさせていただいております。</p> <p>先程、事務局が述べましたように平成 21 年に農地法の改正により、小作料制度が廃止され、あくまでも農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を提供するもので、貸し手と借り手の合意のうえ決定していただくこととなります。</p> <p>習志野市の場合は、件数が全くないという事で、下限が 12,000 円、上限が 18,000 円という事で、今までと同じ金額で提案させていただきました。</p>
議 長	<p>荒原委員いかがですか。</p>
荒原委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>皆さんにここで言お聞きしたいんですが。 今、局長から説明がありました。習志野の場合は賃借は実際には、発生していません。 長年金額を変更していない事で影響はあると思いますか。 どうでしょうか、三橋喜左衛門委員。</p>
三橋喜左衛門 委員	<p>ないと思いますが。</p>
議 長	<p>合間委員どうですか。</p>
合間委員	<p>貸す方は自分で耕作できないから、耕作してもらえれば良いということではないですかね</p>

議 長	田久保委員どうですか。
田久保委員	<p>畑を荒らすよりも賃金を考えると固定資産税くらいのものだと思いますが。固定資産税となると金額が上がってしまうと思いますので後は相対での相談という事になるんですかね。賃貸借となると農業委員会を通してという事になるんですよね。</p> <p>相対で行なうと後々問題が発生したりという事もあるので、行政が入っていればなんら問題はないかと思いますが、そのまま放置できないので、耕運したりする費用もかかりますし、きれいに使っていただければなしでもいいのではないかと思いますかね。</p>
議 長	<p>逆に助かるという事ですね。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この件について3名の方に伺いました。他にご意見があれば。</p> <p>立崎委員どうぞ。</p>
立崎委員	<p>他市では、貸し借りの関係があるのに習志野はないというのがわからないのですが。私はあるんじゃないかと思うんですが。</p>
議 長	なぜ、金額発生しないのかという事ですね。
立崎委員	そうです。
事務局長	貸し借りは何件かありますが皆さん使用貸借でやっていますので。
三代川彦博 委員	立崎委員が心配されているのは、本当になしでやっているのっていうように実際はなしではありません。現金は遠慮されるので、品物でお礼をしているという状況です。
田久保委員	農地中間管理機構もこのくらいの金額ですよ。
事務局長	そうです。農地中間管理機構で借り受ける場合もこの賃借料の数値を基にするという事でございます。
議 長	<p>他に、ご意見・ご質問等が無ければ、審議を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号 農地の賃貸借標準金額の設定につきましては、原案のとおり確定して宜しいでしょうか。賛成の方の同意を求めます。</p> <p>原案のとおり、確定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>全員の賛成を持ちまして、議案第 2 号は確定いたしました。</p> <p>次に、報告第 1 号及び第 2 号の「農地転用届出書の受理通知等について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが、何かご質問等がございましたら挙手願います。</p>
各委員	特にないです。
議 長	報告第 3 号について、事務局より説明等がありましたらお願いします。
事務局長	<p>報告第 3 号 引続き農業経営をおこなっている旨の証明書(相続)について</p> <p>申請者</p> <p>住所 習志野市●●●●丁目●●番●●号</p> <p>氏名 ●● ●●</p> <p>地番 習志野市●●●●丁目●●●番● ●●●m²</p> <p>他 1筆 ●、●●●m²</p> <p>計 ●、●●●m²</p> <p>期間 平成 25 年 2 月 14 日 ～ 平成 28 年 12 月 15 日</p> <p>現地調査 平成 28 年 12 月 15 日</p> <p>廣瀬会長、小川委員、伊藤委員、事務局長で確認</p>
議 長	<p>報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>また報告第3号につきましては、現地調査を行った小川委員から報告願います。</p>
小川孝雄委員	12 月 15 日に現地を見まして、奥様とお話したんですが、庭先も果樹等を育てて販売していて、積極的にやられていまして畑も荒れてはおりませんので非常に勉強していると思いました。
議 長	<p>小川委員、ご苦労様でした。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
事務局	特にございませぬ。

議 長	他に何かございませんか。 ないようでしたら、これもちまして、 平成 29 年第 1 回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----	--